

Q. 図面では自分の土地が、土地区画整理事業（赤線）と防災集団移転促進事業（青線）の境界にあるため、どの事業が予定されているのかよくわからない。

A. 現在示している区域はあくまでも予定です。特に事業の境界付近に居住されていた方については、今後、地域住民の意見も採り入れながら詳細を詰めていく過程の中で、個別に対応していきたいと考えています。どちらの事業についても、合意形成が必要となります。

Q. 住宅跡地の基礎をいつ撤去するのか。

A. 生活圏が残っている地区については、現在基礎の撤去を行うための準備を行っています。その他、盛土を行うエリアについては、その盛土厚にもよりますが、基本的には基礎の撤去を行う方向で考えています。土地区画整理事業や防災集団移転促進事業の周知を図り、地域の皆さんの合意を得たのち、基礎の撤去を順次開始していきたいと考えています。

Q. 被災者生活再建支援金の加算支援金の給付期限は延長されるのか。

A. 加算支援金については、平成30年4月まで延長されています。

Q. 二重ローンの問題に対して、町で考えている対応はないのか。

A. 防災集団移転については利子補給制度を活用していただきたいと考えています。区画整理事業については県が創設した利子補給制度の活用を検討願います（広報4月5日号P11参照）。また、役場に法テラスという、弁護士や司法書士が相談に乗ってくれる窓口が開設されているので活用していただければと思います。※法テラス大槌（大槌町上町1-3 役場仮設庁舎裏 Tel.050-3383-1350）

Q. 町方エリアのJR山田線の復旧はどうなるのか。

A. 町方地域は、最大で約2m程度の盛土になりますので、盛土の上に線路を復旧してもらうよう要望していきます。

2. 防災集団移転促進事業関係

Q. 現在、壊れた家を直しているが、このような場合でも移転の対象となるのか。

A. 防災集団移転促進事業の対象区域（移転促進区域）内であれば、移転の対象となります。また、その場合は通常の公共事業と同様に移転補償の対象にもなります。詳細については、今後個別に詰めていくことになります。

Q. 移転促進区域内に居住だった場合は、必ず移転しなければならないのか。

A. 防潮堤の整備など様々な津波防災施設の整備を行っても、津波等の危険性から居住に適さない地域となりますので、町としては住宅の建設を禁止し、防災集団移転促進事業により安全な高台等へ移転して頂くことを考えております。

Q. はじめに災害公営住宅に入居し、高台の住宅地の造成が完了してから、高台に移転して住宅を再建することはできるのか。

A. 災害公営住宅と防災集団移転促進事業は、国の支援で行うものであり、国の助成を二重に取得することはできないことから、どちらか一方を選択して頂くことになります。

住民説明会で寄せられた主な質疑など

1. 全般

Q. 住宅が再建されるまで、2年の使用期限を超えて仮設住宅に居住することはできるのか。

A. 住宅が再建されるまでの期間、現在の仮設住宅や借上げ住宅等に居住することができるよう、町からも国や県に働きかけていきます。

Q. 小槌川水門から続く防潮堤がT.P.14.5m、小枕・伸松地域が原形復旧のT.P.6.4mということだが、防潮堤を高くしない箇所を越えた津波が、町方に押し寄せることはないのか。

A. 小槌川水門から小枕・伸松へ続くT.P.14.5mの防潮堤は、伸松付近に山付けになる予定ですので、シミュレーション上では、小枕方面から町方への越流はありません。

Q. 水門の操作はどのように考えているのか。電源喪失時に人力で操作しなければならないものはやめて欲しい。

A. 水門の操作については、県から遠隔操作にするとの説明を受けており、町としても安全性をより重視するよう求めています。

Q. 防潮堤のデザインはどのようになるのか。

A. 県では、防潮堤の環境・景観検討委員会を設置して検討を進めており、防潮堤内を植栽などで緑化する案などが示されており、町としてもより良い景観形成となるよう検討、提案していく予定です。

Q. 防潮堤や盛土だけでは生命を守りきれないのではないかと。避難の方法も同時に考えて欲しい。また、防潮堤などが被災している現状では危険性が高いことから、急いで検討して欲しい。

A. 今後、皆さんの意見を聞きながら、地域防災計画の中で避難路・避難場所等について検討していきます。

Q. 防潮堤が完成する前に住宅再建を行うのは危険ではないか。

A. 県からは、防潮堤の完成まで5年かかると示されていますが、一方、住宅再建を急いでほしいとの声もあり、津波からの安全性を考慮した土地利用規制の導入を行います。町としては、避難路・避難場所を整備しつつ、防潮堤工事の進捗状況、浸水リスクと非常時の避難手段の周知徹底などを通じて災害リスクと向き合えるか、防災意識の醸成に取り組んでいかなければならないと考えております。町としては今回の津波浸水シミュレーション結果により浸水しない地域のうち、土地区画整理事業などの事業を実施しない地域については、住宅再建を禁止する制限は設けないことで検討しております。

Q. 被災市街地復興推進地域は、住居等の建築が制限されるということであるが、期間はどれくらいか。

A. 被災市街地復興推進地域は、平成25年3月10日まで制限されることとなりますが、その期間までに、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業を実施するための規制に順次切り替わるようになります。そのため、平成25年3月10日以降についても、道路やライフライン等の整備が終わるまでの期間は、引き続き住居等の建築が制限されることとなります。